

**(一社) 日本臨床耳鼻咽喉科医会
令和5年度定時代議員会 議事録**

開催日時:令和6年5月15日(水)11:00~12:30

開催場所:大阪国際会議場 12階 特別会議場

代議員数:93名(定足数47名)

出席代議員数:90名(有効な委任状を含む)

出席役員:理事:福與和正(会長)

川寄良明、野上兼一郎、藤岡治(副会長)

朝比奈紀彦、麻生伸、阿部博章、石谷保夫、香取幸夫

川島佳代子、小泉達朗、杉山貴志子、高原哲夫、中澤宏

永田博史、守本倫子、吉村理

監事:浅井英世、岩佐英之

議事録作成者:総務担当副会長 藤岡治

福與会長の挨拶

開会に先立ち、定款第19条により会長 福與和正を議長と定め、議長より出席者数並びに委任状の点検が行われた。出席者79名、有効な委任状11通、合わせて90名の出席で、代議員総数93名の過半数となり、定款第21条、第22条の規定により本代議員会は成立していると認められ、議長から開会が宣言された。

なお委任状の委任先は会長6名、議長5名となっている。

定款第25条3項に従い、議長より議事録署名人に大阪府の有賀秀治代議員、沖縄県の真栄城徳秀代議員の2名が指名され、議事に入った。

【報告事項】

各担当理事より提出資料に沿って、次の通り報告を行った。

1. 令和5年度事業報告

藤岡治副会長より説明された。

また、資料について、次のとおり修正事項があった。

- ① 19.3) 会議名を日耳鼻福祉医療・成人老年委員会全国会議に修正する
- ② 19.4) 会議名を日耳鼻福祉医療・乳幼児委員会全国会議に修正する
- ③ 24.4) 委員会開催日を令和6年1月19日に修正する
- ④ 25.2) 会議名を庶務・経理会員福祉合同委員会に修正する
- ⑤ 通し番号を7)~13)を4)~10)に修正する

事業報告について岩佐英之監事より業務監査報告が行われた。
議場より質問等の発言はなかった。

2. 令和6年度事業計画

藤岡治副会長より説明された。議場より質問等の発言はなかった。

3. 令和6年度収支予算

高原哲夫理事より説明された。議場より質問等の発言はなかった。

以上により、報告事項1から3は承認された。

【決議事項】

第1号議案 令和5年度貸借対照表および正味財産増減計算書並びに監査報告の件

高原哲夫理事より説明があり、岩佐英之監事から会計監査報告が行われた。

(質問等発言)

1. 埼玉県の登坂薫代議員より資産がある法人は公益目的の項目があるが想定されていないのかとの質問について、高原理事、川寄副会長より、法人法の変更があった時に資産を公益目的事業として支出することがあったが、当法人は変更後の新しい法人であり、公益法人でなく一般社団法人であるため公益目的支出はないとの回答があった。

その他に発言はなく、議場に諮ったところ、全員一致で賛成、承認可決された。

(追加発言)

1. 宮城県の千葉敏彦代議員より、承認された収支報告や予算はHPに掲載してほしい旨の発言があり、福與会長から対応したい旨の返答があった。

第2号議案 令和6・7年度役員選任の件

定款の規定により、理事及び監事の全員が本代議員会終結と同時に任期満了となるため、役員選挙規程第3条により設置された役員候補者選出管理会を河合真委員長、末吉誠一委員、中村晶彦委員にお願いしたことが報告された。

河合真委員長より令和6・7年度役員選任について以下の通り説明がなされた。

ブロック推薦理事については役員選挙規程第1章第2条に基づき、各ブロックから8

名の推薦を役員候補者選出管理会にて確認をした。また、選挙役員候補者については、令和5年12月24日開催の理事会にて審議され、選挙選出理事は役員選挙規程により5名から10名を今回は定員9名、選挙選出監事は役員選挙規程により1名から2名を今回は定員2名と決定された。

役員選挙規程第1章第2条及び第3章第5条に基づき、去る令和6年2月1日から2月28日の立候補の募集において、定員と同数の理事9名、監事2名の立候補を受け付け、役員候補者選出管理会にて確認をした。立候補者数が定数と同数となったので役員選挙規定第3章第16条により選挙によらず立候補者全員を当選者と認めることが報告された。

議長が議場に諮ったところ、候補者全員について、全員一致で賛成し、下記のとおり選任が承認可決された。なお、出席した被選任者はその就任を承諾した。

記

再任理事 朝比奈紀彦、藤岡治、中澤宏、川島佳代子、川崎良明、吉村理
永田博史、麻生伸、阿部博章、野上兼一郎

新任理事 大滝一、市川菊乃、松岡徹、塩見洋作、横田雅司
玉木克彦、宮部和徳

再任監事 浅井英世

新任監事 高原哲夫

第3号議案 定款 一部変更の件(会員資格の変更について)

藤岡治副会長より、C・D会員を設けるために、会員資格に係る条文を変更したい旨の説明がなされた。

(質問等発言)

1. 京都府の高北晋一代議員より、C・D会員について地方医会の会則との整合性をどのようにするのかとの質問について、藤岡副会長より臨床耳鼻科医会の会員は地方医会の会員であることが原則で地方医会の会則に従うこととなるが、将来的には正会員以外の入会もプラスであると考えてるので検討いただきたいとの回答があった。また、C・D会員の入会について特にD会員について関係団体へアナウンスするのかの質問については、藤岡副会長からまだ基盤が固まっていないので臨床耳鼻科医会から関係団体へ積極的にアナウンスする予定はない、まずは基盤を整備してから

との回答があった。

2. 滋賀県の金地明星代議員より、①現在 C・D 会員はどのくらいの数を想定しているのか ②C・D 会員の会費の徴収について県単位となるのかの質問に対して、藤岡副会長から①現時点で数は多くないと思われ一桁程度で、二桁を想定してはいない②現状では地方医会で徴収していただく事をお願いし将来的には臨床耳鼻科医会での徴収を行いたいとの回答があった。

その他に発言はなく、議場に諮ったところ、総代議員の半数以上かつ総議決権の3分の2以上にあたる多数の賛成で、原案どおり承認可決された。

なお、本定款変更の効力発生日(施行日)は、令和7年4月1日とする。

第4号議案 入会金及び会費規程 一部変更の件(会費値上げ等について)

高原哲夫理事より変更について説明がなされた。また、入会金及び会費規程については当該規程第7条により「この規程の改廃は代議員会の決議により行う」ため代議員会での審議をお願いすることが補足された。

(質問等発言)

1. 滋賀県の金地明星代議員より、県内ではほぼ反対意見はなかったが、少数の意見を集約して質問とのことで①頻回の値上げを避けるとのことだがこれから何年位値上げはないのか ②B 会員の会費値上げの必要理由についての質問がなされた。高原理事より①少なくとも7、8年～10年は値上げをしなくても大丈夫ではないかと回答 ②B 会員の値上げについては値上げと現状維持の意見は半々であったが、B 会員も正会員として議決権がありご協力いただく事をお願いしたと回答がなされた。福與会長より会長判断として値上げを決断して理事会にて最終決議を行った旨の発言があった。
金地代議員より、最後に役員の方のご尽力に感謝との補足があった。

2. 宮城県の千葉敏彦代議員より、県内で値上げについて調査をしたところ反対が半分くらいであった。医会長として臨床耳鼻科医会の発展のためには値上げやむなしの結論に至ったが、一般の会員としては現在の活動内容が見えないので更なる情報の開示、フレッシュな情報の開示をお願いしたい。会費の増額を機に退会者が増える事が考えられるが会員に役に立つ活動についての具体的な活動のビジョンはあるかとの質問について、福與会長から活動の見える化を早急にやってほしいとのことについては努力していきたい、また会報については発行回数を増やしていきたいが4年間経てやっどこまで来たことが現状で今後も回数を増やすことを検討していきたいとの回答がなされた。

また、川寄副会長から、会員の皆様のご意見により、先日から HP に議事録、事業計画及び報告、予算及び決算については掲載されていることの報告があり、会報については委員会で検討することが補足された。

3. 群馬県の高賀谷泰弘代議員より、県内では反対意見があり、値上げを機に何名の退会者がでるか危惧している。①退会者が再度入会する時には入会金が必要となるが、猶予期間とか入会金について説明してほしいという発言について、福與会長より再入会については入会金が必要となるが、猶予期間等については今後検討していくとの回答があった。②予算書、決算書について事業費と管理費を理解するために細目を記載することは可能かの質問に対して、高原理事より委員会の活動に関するものが事業費で、理事会代議員会や総務関係に関することが管理費となっているがすべての細目を掲載することには限度がある、また福與会長から細目全てを掲載することはかなり膨大になるため難しいが問い合わせにはご説明するとの回答がなされた。
4. 京都府の高北晋一代議員より、会長からの詳しい説明で京都府では値上げやむなしの認識となったが、確認したいことがある。会員情報一元化システムの導入については、メール配信システムや会費納入システム(個人納入)の説明があったが、会員情報一元化システムについては今後も入退会について地方医会での管理するのか、全国医会で管理することではないのか、できれば異動も含めて全国医会で一括管理してほしい旨の質問について、福與会長から地方医会から全国医会で将来的にはすべてを含めた一元化システムをやってほしいと希望されているが、想定しているシステムについて具体的な内容と費用について提示して地方医会と一緒に今後検討していきたいとの回答があった。また、高北代議員より、各地方医会によって事情が異なることを理解してほしいとの発言があった。

5. 長崎県の小室哲代議員より、臨床耳鼻科医会では各会員の会費納入状況を把握しているのか、また未納により会員資格を喪失した会員について把握しているかとの質問に対して、福與会長、川寄副会長から会員名簿による会員数によって会費納入してもらい会員個人については事務局では把握していない。会員資格喪失者については会員数を減らして会費納入してほしい、また前納なのでタイムラグがあるとは思いますが現状システムを理解してほしいとの回答があった。

その他に発言はなく、議場に諮ったところ、第 4 号議案を全員一致で賛成、承認可決された。

以上で、議事をすべて終了し、令和 5 年度定時代議員会が閉会となった。

福與会長による会長退任の挨拶がなされた。

以上の決議を明確にするため、本議事録を作成し、議長及び議事録署名人が次に記名押印する。

令和6年5月15日

一般社団法人日本臨床耳鼻咽喉科医会 定時代議員会

議 長 会長 福與 和正 (法人実印)

議事録署名人 有賀 秀治 (印)

議事録署名人 真栄城 徳秀 (印)

(法人実印)

(印)

(印)